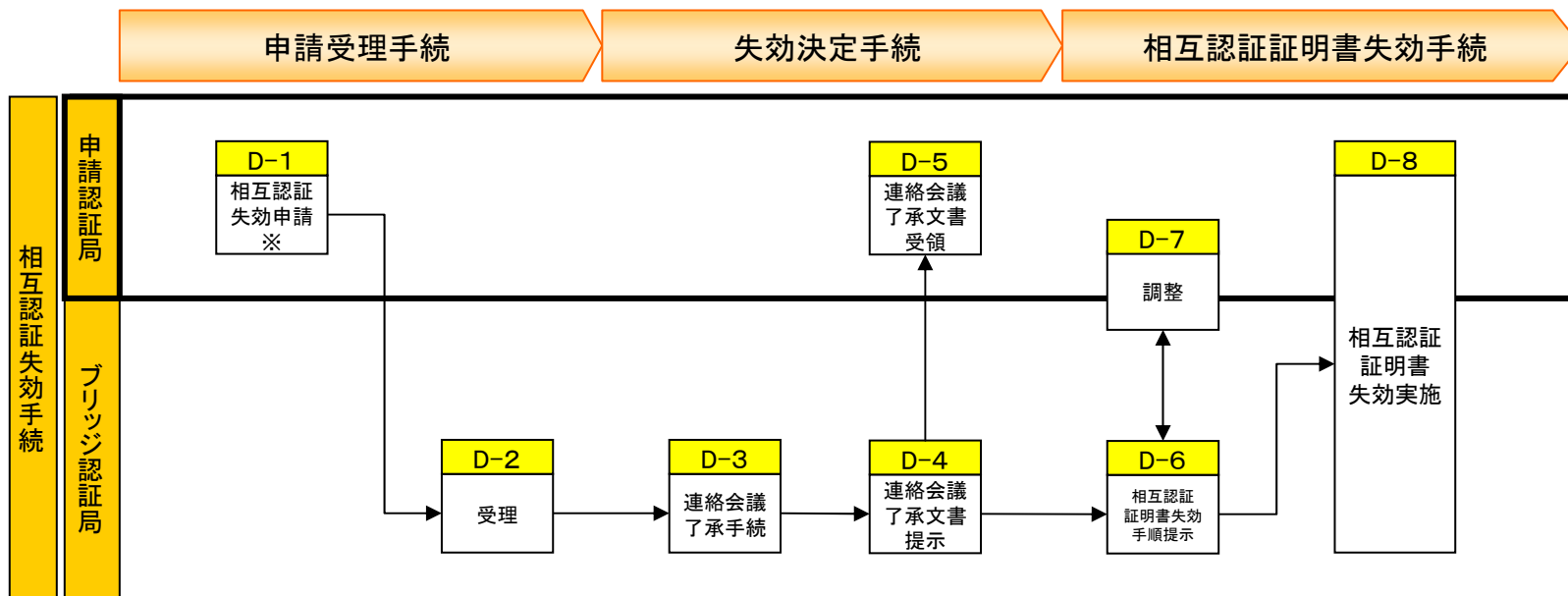


相互認証失効手続<民間認証局>

1. フロー



※申請は、相互認証証明書失効予定日の60日前までに行うこと。

相互認証失効手続＜民間認証局＞

2. 手順(1/2)

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
申請受理手続	D-1	相互認証失効申請	申請認証局	<p>相互認証証明書の失効を予定している日の60日前までに相互認証失効申請書を添付書類とともに、提出窓口へ提出する。</p> <p>■ 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 相互認証失効申請書 代表者の印鑑証明書(原本1通) <p>全て紙媒体で1部提出すること。</p> <p>□ 提出窓口 総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室</p> <p>□ 提出方法 手交又は郵送による。 →手交の場合:申請書に記載する担当者が、上記提出窓口へ直接提出するものとする。なお、本人確認のため、提出時には本人であることを証明する公的な証明書等(※1)の提示を求める。 →郵送の場合:書留郵便に限る。</p>	<p>※1 以下に示すものとする。</p> <p>ア 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、外国人登録法第五条に規定する外国人登録証明書又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二の様式によるものに限る。)</p> <p>イ 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上</p> <p>ウ イに掲げる書類のいずれか一と会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書(第一号に掲げるものを除く。)であって写真をはり付けたもののいずれか一以上</p>
	D-2	受理	ブリッジ認証局	申請認証局より提出される相互認証失効申請に係る提出書類を受理する。	受理した書類は返却しない。

相互認証失効手続＜民間認証局＞

2. 手順(2/2)

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
失効決定手続	D-3	連絡会議了承手続	ブリッジ認証局	ブリッジ認証局における意思決定組織である行政情報システム関係課長連絡会議において、申請認証局との相互認証の失効を決定する。	
	D-4	連絡会議了承文書提示	ブリッジ認証局	申請認証局に対し「連絡会議了承文書」を送付する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・連絡会議了承文書	
	D-5	連絡会議了承文書受領	申請認証局	「連絡会議了承文書」を受領する。	
相互認証証明書失効手続	D-6	相互認証証明書失効手順提示	ブリッジ認証局	ブリッジ認証局より申請認証局に対し、相互認証証明書失効手順を提示する。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書失効手順書	
	D-7	調整	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書失効における失効日時詳細、失効手順等についてブリッジ認証局との間で調整を行う。 ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書失効実施事前確認書	必要に応じ、打ち合わせ等を行う。
	D-8	相互認証証明書失効実施	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書失効手順書及び相互認証証明書失効実施事前確認書に基づき、申請認証局はブリッジ認証局に対して発行した相互認証証明書を失効する。また、ブリッジ認証局は申請認証局に対して発行した相互認証証明書を失効する。	